

〔照屋仁士議員 登壇〕

○5番 照屋仁士君 それでは、一般質問を予定より早くさせていただいてありがたいと思います。まず、今回の3月定例会、執行部の皆様におかれましては新年度の予算編成に当たり本町発展のためさまざまな施策を積み上げ、また、大きな希望と確かな責任のもと、日々ご尽力のことと心から敬意を表します。私たち町議会議員もこれらの予算や施策を町民の立場に立ってしっかりとチェックし、一つひとつの運用のあり方を提言できるよう努めてまいりますので、お互いに町政発展のためしっかりと議論していければと思います。まず1点目の質問です。順次、一問一答でさせていただきたいと思います。

まず1点目、企業誘致。どのように取り組むかでございます。平成27年度施政方針のなかに地域に合った企業誘致の推進を図るとありました。記述のとおり、ぜひ取り組んでいただきたいし、また応援していきたいと思います。本町においては、道路網の発達に伴い大型店舗や小売店、飲食店を中心に出店が相次ぎ、新たな賑わいを形成しようとしています。なかでもファーマーズマーケットの出店には町民の期待も高く、行政と運営するJAがともに連携しながら成しえた素晴らしい成果だと評価します。今後も行政と企業、また、地権者の理解を得ながら積極的な連携で本町発展に寄与するような企業誘致に取り組んでいただきたいと思いますので、次のとおり質問します。1. 国道507号現道及びバイパス周辺の企業誘致の推進とありますが、具体的にどのように取り組むかお答えいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、ご質問の件についてお答えいたします。国道507号の現道及びバイパス周辺や区画整理区域内などへの企業誘致については、未利用地を中心に地権者と企業のマッチングセミナーを開催できないか検討をしております。また、国道507号バイパスJA出荷場周辺については、市街化調整区域にあることから、企業や地権者等から誘致関連の話があるたびごとに相談を受け、開発行為等の必要がある場合は県の担当所管などと方法について協議を持つなど進めております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。今、答弁のなかで未利用地を中心に地権者と企業のマッチングセミナーのようなものを検討しているとありました。これまで、私の記憶のなかではやったということ聞いたことがありませんが、非常に良い試みだと思います。ぜひともそういったマッチングの大切さというものがあると思いますので進めていただきたいわけでありますけれども、予算のなかこの施政方針のなかからどのようなものが

あるか私も探しました。今回、特別会計の区画整理特別会計のなかで保留地処分も予定されているのですが、それと直接企業誘致の関係があるのか。予定があつて処分されるのか。そのへんを教えていただければと思います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 答えいたします。平成27年度で津嘉山の区画整理区域の保留地処分が予定されております。こちらは国道507号バイパス沿いを中心とした保留地処分でございます、7筆を予定しております。その7筆につきましては、全て準住居地域となっていることから、個人の住宅の建築ではなく、その地域に合った企業若しくは商業施設関係をこちらとしては視野に入れております。ただ、どのようにその売却に向けて条件を付けていくかにつきましては、今後の課題として先進地の区画整理関係の事例等を勘案しまして早めに進めていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。7筆が国道507号バイパス沿いであると、保留地でありますのでぜひともそういった所で有効に企業誘致がなされると非常に良いのかなということがあります。ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

また、バイパス沿いだけでなく、JA周辺についても相談を受けているとありますが、私としては国道507号現道の所も非常に重要ではないかと感じます。現道は、今でも南部から那覇に抜ける非常に交通量の多い道路でもありますし、津嘉山交差点より南側と言いますか、そういった所も今開発の予定はないわけですが空いている店舗もありますし、そういった空き店舗等も有効利用できるようなマッチングになっていただきたいと思います。先ほどのバイパス沿いの保留地、また現道の空き店舗、そういった所もぜひこのマッチングのセミナー等に加えて促進していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 国道507号のバイパス沿いにつきましては、当然、保留地を中心とした、その他の地権者も含めてですけれどもマッチングセミナーの対象としております。また、現道であります国道507号につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、これから開発する建物関係が少ないことから、空き家、空き店舗関係を中心にそのセミナーを開催したいということで予定しております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君　　そういうなかで非常に前向きな取組だと思います。今回の予算のなかでもいろいろ探して、たまたまその保留地処分を見つけたわけですが、この予定している企業と地権者のマッチングセミナー、当然地権者や周辺の住民、商工業関係、マッチングする相手側の企業も県内、当然町内、町外、県外と非常に多岐にわたるとおもいますが、そういったなかで予算もかかるのではないかと想像されます。現在、一般会計含めて、マッチングセミナー開催に向けた予算措置はどうなっているのかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君　　経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君　　お答えいたします。本議会のほうに上程しております一般会計27年度予算につきましては、現在そのセミナー関係についての予算は計上しておりません。そのマッチングセミナーにつきましては、当南風原町としても初めての取組であることから、まず商工会のご協力をいただいてそのセミナーを開催しまして、その状況によりまして一括交付金を活用、さらにまたステップアップしたセミナーと、またその地域の地権者の意向調査関係についても進める予定でございます、その進捗によってできましたら年度の途中で補正予算をお願いすることも考えております。

○議長 宮城清政君　　5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君　　これまで本町は非常に交通の便が良いということで多くの企業に進出していただいているわけですが、企業側の論理で進出してくる場合と、またやはり地域住民や地域の商売をしている方々のニーズに合った、お互い納得した上での企業誘致というのが非常に求められるところだと思います。そういう部分では、ぜひとも予算がかかってもある程度の間取りやさまざまなやり方があると思いますので、そのところは地域のニーズ、そして本町の商業のバランス等も考慮した上でやっていただきたいと思います。素晴らしい取組だと評価しますので、また今後も進めていただければと思います。と、申し上げて1番を終わります。

次にいきたいと思います。町民に伝わる広報をというところです。平成26年度は、議会改選でありまして、新しい議会広報委員会でも去った2月2日から5日にかけて所管事務調査をさせていただきました。そのなかで鳥取県の大山町、北栄町、兵庫県太子町を訪問して議会広報をいかに充実させるか、また、議会報告会のあり方を学んでまいりました。前期の議会広報委員会では、所管事務調査で学んだことをすぐ実践して、より見やすく分かりやすい広報誌を目指してさまざまな工夫をしたことで、県町村議会議長会の議会広報コンクールでも最優秀をいただくことができました。また、町民からもアンケート等で

は評価を得ていると感じています。私たち議会も町民に伝わる広報を目指してこれからも努力をしていくわけですが、行政においても重要なツールである「広報はえばる」とともに学びを同じくして高め合っていければと考え質問いたします。1. さまざまな行政からのお知らせを「広報はえばる」で発信しております。「広報はえばる」は、どのくらい町民に読まれているか教えていただければと思います。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、お答えいたします。広報誌は、毎月 1 万 8,000 部発行し、各自治会から各世帯へ配布していただいております。また、イオン南風原店、サンエー津嘉山シティ、丸大南風原店、ユニオン津嘉山店、沖縄第一病院等のスーパーや病院にも配布をしており、自由に取れるようにしております。さらに町内金融機関各店でも待ち時間にお読みいただく来客用として数部送付しております。町のホームページ上でも PDF 形式や電子ブック形式で公開をしており、広報 2 月号のアクセス数はそれぞれ 432 件と 73 件となっております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。今、ご紹介いただきました各大型店舗、量販店、病院、金融機関などへの配布は、非常に素晴らしい取組だとして議会広報もその町広報にならって前回からその配布を始めたところで、これも議員自ら持っていくというふうに取り組んでいるところです。これはまさに町広報の取組を議会広報も見習い、より多くの皆さんに読んでいただくのと取り組んだものだと思いますが、例えば議会だよりでは毎年、毎回ではありませんけれども、議会広報のアンケートだったり、今は一年に 1 回議会報告会がありますのでそういったなかのアンケートをとおしてさまざまな購読の状況、また評価などの調査を行っていると言えらると思います。「広報はえばる」でこのような取組がなされているかどうかお知らせいただければと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。アンケートでございますが、ちょっと時期は古いのですが、平成 18 年に南風原町の町の情報、行政情報をどのように知ることが多いですかというアンケートを取らせていただいております。そのなかで町の広報誌が 92 パーセントだと、その他は社協の広報、議会の広報誌ということでそれぞれ 47 パーセント、54 パーセントということで、町の広報誌から情報を得ているというお答えが一番多かったという情報は得ております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 今お知らせいただいたとおり、町行政の情報を得ている人からはその大半が町広報誌から得ているとのことでした。そういう情報も非常に大事だと思いますが、たくさんの溢れている情報も読まれなければ伝わらないという裏返しにもなります。情報量や特集、そうした部分を、例えば議会広報誌でいうと情報をたくさん載せたいところではございますが、要点を絞って掲載したり、また町民の声ですとか特集、ニュース、追跡記事、企画記事、そういったさまざまな読まれる工夫を一生懸命しているところです。ですから、読まれているかについての調査など、当然それは全世帯やることは無理だと思いますが、ある程度の統計上必要な数ぐらいのアンケートなのか調査で数値的に何割くらい読まれているというそういったことも調査してみてもどうかと思いますが、いかがお考えでしょうかお答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。おっしゃるとおり、われわれ18年度に非常に大まかな町の情報の取り方というアンケートを行っておりますので、今後はやはり議員がおっしゃるように、こういった情報が欲しいのかとかそれも含めてアンケートの取り方も含めて、今後一つの検討課題としていただきます。それで実施に向けてどういった方法があるのか含めて研究してまいります。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 なんとか実施に向けて研究していくとのことですので、次の質問も関連しますから次にいきたいと思います。2 番目に、先ほど議会誌も最優秀賞というようなことがありましたけれども、「広報はえばる」もそういったコンクールなどの公的な評価、そしてまた町民からのご意見はある意味好評であるとのこともありましたが、それ以外に町民からどのような評価があるのか、そういったものがありましたらお知らせいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えいたします。各課からのお知らせ等、広報を見ての問い合わせをしてくださる方が多く、たくさんの方々に活用いただいていると感じております。また、南風原ニュースなどイベント等を写真付きで紹介している記事は特に好評をい

ただいております、広報担当者のみならず町立公民館などへも感想等が寄せられています。今後も見やすい、分かりやすい広報誌づくりに努めてまいります。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。お問い合わせもあると、そういうなかでも好評であるということでありましたが、公的な評価ということで、町民からそういうような意見があるという答弁だったと思います。私も、沖縄県町村議会議長会のコンクールに代わるものがあるのかと思ってインターネットを調べてみると、全国広報コンクールというものがあって、平成26年では沖縄県のウェブサイトですとか広報糸満の写真の部などが入賞しているのですね。このコンクールは、公益財団法人の主催でございますので、公的かどうかは別としても県内外でこのような評価があることは、非常に励みになると思いますが、本町がこういったものに出品したり、また今後検討したり、これに代わるものなどがあるのかどうか。そのへんはどう認識されているのかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。先ほど全国のコンクールでの糸満市のお話でしたが、本町はこれもちょっと前の話なのですが平成12年度の沖縄県広報コンクール、これは県の広報協会が主催でございますが、そのコンクールで優秀賞は得ております。表彰を得たいがための広報づくりではないのですけれども、それぞれ読みやすい、親しんでいただける広報づくりを目指して、結果こういったことでも認めていただければと思いますので、これからもやはりいろいろ研究していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 今、部長からあった平成12年のこれは県レベルのもので、調べてみると県レベルのコンクールはだいぶ前になくなっているのです。全国一本化したのかと見て取れるのですけれども、議会広報も昨年2月に町村議会の、念願の最優秀をいただきまして、いよいよ全国でもどういう入賞を狙おうかという意気込みで今回所管事務調査にも臨みました。全国上位の所、大山町はじめ北栄町、太子町と訪問して感じたことは、今まさに部長がおっしゃったようなコンクール入賞のための技術的な部分よりもいかに町民に伝えるかという姿勢に非常に共感しました。ぜひ私たちもそのように取り組みたいと思っております。「広報はえばる」でも町民からより高い評価を得るために、編集内容ですとかそういった部分でも今が良しとせず外からの評価ももらいながら改善を積み重ねるといった姿勢が私は必要ではないかと思っております。結果的には、私たちも全国上位を見に行ったら、入

賞のためにやっていないよと、知らせるためにやっているのだよというような声があったわけです。それが結果として全国でも高い評価を得ているというかたちになっているので、そういったところでは今言ったように今後もさまざまな改革に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうかお答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。先ほども答弁させていただきました。結果、表彰につながっていければと思います。町民に愛される、読みやすい、情報がいかにシンプルに伝わるかを目指して、また時代の流れもごございますのでそのへんの流れにも乗り遅れないように、読者の皆さんの声も良いものはどんどん取り入れていけるような、今後は柔軟に対応していきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。柔軟に取り組んでいくとご答弁をいただきましたので、次に進みながら少し具体的に提言していきたいと思えます。3 番として、さまざまな広報手段があると思えます。先ほどの答弁のなかでもホームページ、ウェブを通した閲覧数でも約 500 件あるという情報もいただいて、非常に取組としては評価しますが、まずは答弁のなかにもあったとおり、情報の 92 パーセントが紙媒体です。紙媒体は、子どもたちからご老人まで一番馴染みやすい媒体であると思えます。ですから、お金はかかってもなくなるわけですね。そういうなかで「広報はえぼる」はじめどのように伝わる広報に取り組むかというところで質問していきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 3 点目の質問にお答えします。まず、紙面をとおして読む広報が馴染みやすいというのがもちろんありますが、時代の変化や情報通信技術の進歩に伴い情報発信や取得の手段も多様化していることも事実であります。紙媒体、電子媒体などさまざまな情報を提供し、読者にとって最良の方法で情報を取得していただくことも重要だと考えています。現在、広報は紙媒体はもちろん、町のホームページでも公開をしております。情報通信機器が普及した今、若者をはじめより多くの方にいつでもどこでも広報を読んでもらえるよう、スマートフォンアプリを利用しての広報の通信ができるよう作業を進めており、それも利用可能となっております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。理解の仕方は一緒だと思います。紙媒体だけではなく電子媒体として、私も毎回、ホームページを活用しいろんな調べ物などさせていただいているので、ホームページのなかで公開していくこと、また新たにスマートフォンアプリを利用してとあります。このホームページでもスマートフォンでもそうですけれども、やはり元は結局しばらくの間は紙媒体なのですよ。どういうソフトを考えているかどうかは別としても、ホームページの変更でない限りはその紙媒体を電子媒体にアップし直して、そのなかから閲覧するという仕組みが今主になっていると思います。そういう部分では、今やろうとしている取組を否定するものではありませんけれども、この「広報はえばる」の編集の中身について具体的に変更したり、もうちょっと見やすくしていく努力が必要ではないかと考えます。実は、鹿児島県の霧島市の秘書広報担当課長の有馬博明さんという方がいらっしゃるのですけれども、その方がこの広報誌の取組という講演をいただきまして、それを聞く機会がございました。これはホームページでも全て公開されていますので、詳しくは見ていただければと思いますけれども、この「広報きりしま」はどのような調査内容か調べてはいませんが、市民の 7 割から 8 割の方が読んでいらっしゃるとおっしゃっていました。いかにそのなかで市民に読んでもらえるかどうかを徹底的に追求して、告知や報告に留まらず、例えば多彩な企画記事、これが 2 ページから 9 ページまで、前半のほとんどのところが企画の記事になっています。さらには市民参加、11 ページでは高校のなかの駅伝部の紹介であったりそういった市民参加があります。また、特徴的なのはクーポン券や絵葉書などの付録、真ん中にこういった見開きで 500 円のパンク修理出張無料とかコーヒー半額とかこういったクーポン券が付けられていたり、読者の声もずっと見開きでこのようにページ数を割いて紹介されています。このように読者の声を紹介していただくと、またさらにその方にプレゼントが当たるとか多彩な仕掛けが溢れているわけですね。ぜひこれも、私たち議会広報でも見習いたいということで聞いたのですけれども、ぜひ「広報はえばる」もこのような、より読まれる仕掛けづくりなどそういったものも具体的にどういうことが必要なのか研究しながら改善を続けていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。私も議員からの情報提供でこの「広報きりしま」を読ませていただきました。おっしゃるように、2 ページからは霧島市は温泉地、観光地でもあることからトレッキングの情報とかタウン情報誌の風合いも備えていると感じました。それから、特徴的なのは読者の声ですね。その欄もいろいろございます。本町は、今のところ趣を行政情報、それから地域の皆さんの活動、「はえばる日和」といまして観光協会のページですね、これも毎月設けさせていただいて情報の提供には努めて



おります。おっしゃるように、他の自治体のこういったユニークな広報の作り方、これは霧島市独特な市の状況等もあると思います。それも大いに参考にさせてもらいながら、南風原に合った、南風原独特な広報づくりとは何かというのも非常に大きな課題にはなると思いますが、先ほども触れましたように常に停滞せず、ニーズに対応していけるように広報づくりに取り組んでいきたいと考えます。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。今申し上げた例も、議会広報自身でもこれから提案しながら改善に取り組みたいというところで申し上げました。ですから、一緒になってより改善していけるよう取り組んでいければと申し上げて次にいきたいと思えます。

3 点目であります。どこよりも子育てしやすい町へということで、本町は年々集合住宅の増加に伴い子育て世帯も多くなっているように感じます。少子高齢化に向かう現状において、若い世帯がより働きやすく、子どもを産み育てやすい環境がますます重要になっていくことは周知のとおりであり、これまでも本町は他市町村に勝るとも劣らない施策を展開してきていると評価しますが、国の制度も大きく変わるということで次のとおり質問いたします。1 つ目です。今年 4 月から新たな子ども・子育て支援新制度により保育園、幼稚園、学童保育が変わります。まず、利用者のメリットを生むこと、そしてまた伝えることが必要になると思えますが、どのように取り組むかお答えいただきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えいたします。来月の 4 月から新たな子ども・子育て支援制度がスタートいたします。それに向けて、町子ども・子育て会議では向こう 5 年間の事業計画を取りまとめているところであります。そのなかで各方策としては、保育所の改築、分園、認可外の認可化、小規模保育等をどの程度どの時期に行うかについて最終作業を進めているところです。今後、答申を受け、庁内で調整を行い、計画が整った時点で利用者への周知を行ってまいります。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ありがとうございます。町子ども・子育て会議のなかで計画をさまざまに揉んで、これから答申をし、そして計画を皆さんにお知らせしていくとのことでもあります。これからのことだと思えますので、それに付け加えてご提案ですけれども、このなかでやはり新制度のなかで利用者のメリットをどう作り出していくか、また、その新制度によってこういったことができるようになる、でもそのなかで実際に町が今年取り組む

こと、今年中期的に取り組むこと、長期的に取り組むこと、そういったことが明確に示されていく必要があると思います。例えば、幼稚園のことで言えば新年度予算から4歳児保育に向けての準備が始まっています。預かり保育は、先行して実施をしています。そういったなかで3歳児保育についてこれから検討するのか、どう考えるのか示していく。また、認定こども園については、今予定がないと思いますけれども、今後こういった方向で調整をしていくのか。また、公立保育園、認可園については、今ご答弁でありましたように改善をしたり分園をしたり、認可化を進めたりそういったことがあると思いますが、より分かりやすく説明していく。制度は4月から始まるわけですから、そういったことが求められるわけですが、これがいつごろ示される予定なのか。分かりやすいようには作って欲しいのですけれども、これによってメリットを受ける方々に遅滞がないよう進めていくこともまた一つの考え方だと思いますので、取り組むべき内容が多岐にわたりますけれども、この子ども・子育て会議の内容や分析結果、またそれによる子ども・子育て支援事業計画がどう示されるのかは今求められているところだと思いますが、そのへんの計画、時期などについて決まっていれば教えていただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。まず子ども・子育て会議は、来週の月曜日が第8回で最後の会議でございます。そこで答申を受けるわけですが、この計画は5年ですので、平成27年から平成31年までの計画になります。しかし、これについては国・県からの方針で平成29年の末までに進めるよううたわれています。そういうことで、その施策として保育園の分園、あるいは事業所内の保育、これについては既に前倒しでやっております。それ以外に改築や小規模保育事業の箇所を増やしていくということでやっております。そのなかに認定こども園はどうですかとのことですが、この認定こども園については平成10年あたりから国は進めていたのですが、なかなか全国でも進まないということで、今回の5年計画には入ってございません。そして、平成29年末をゼロにするのですが、今回作った計画の進捗状況あたりで3年後の平成29年度以内でこの計画の見直しもやっていくというかたちで、取り敢えず計画は5年ありますが平成29年度には再度見直しも予定しております。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時50分）

再開（午前10時50分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○民生部長 金城宏伸君 答弁漏れですので、再度答弁します。答申が来週あるわけでは

平成 27 年第 1 回定例会一般質問 1 日目

ので、今年の 3 月末で計画書が完成します。ですから、4 月以降、広報やあるいは計画書は議員に当然お配りしますけれどもそれ以外の保護者等町民には広報やホームページあたりで周知をしていきたいと思っています。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 計画については、答申を受けて速やかに 4 月ごろを予定しているとの答弁だったと思いますが、子育て会議の内容等もちょうくちよく委員会等のなかで報告をいただきました。そのなかではさまざまな議論の積み上げですとか調査、現場のいろんなことがあると思います。そういったものもぜひ議会、町民にもどう知らせるかだと思いますが、ぜひともその積み上げた部分も見える形でお示しいただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。3 月いっぱいまで答申を受けて計画が作成されるわけですので、おおまかな部分ではできています。あとは年度ごとにどういう施設の確保策、どこにはめていくか、取り敢えず計画をしております。ですから、来週には会議も終わって答申も受けますので、それが終わった時点でぜひ皆さん、町民に対して、特に保護者に対して関係する保護者に対して早めに周知をしたいと考えております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 ぜひ分かりやすいようにお知らせいただければと思います。2 番に移りますが、この新制度は、利用者にとって一番メリットになる部分というのは、これまで以上に多様な選択肢があることです。子育てをしていく場合に、保育園なのか、一時保育なのか、家庭的保育なのかとさまざまな選択肢と、そしてまたそのためにもどの制度が自分の教育・保育の環境に適しているかというような分かりやすい制度利用を促す必要があると思います。そのためにはいかにそのサービスを提供する側を増やしていくのか、また、充実させていくのかが必要だと思いますが、それについてどのように取り組んでいくかお答えいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。今回の新制度において一番のメリットは、ご指摘のとおり多様な選択肢と分かりやすい制度利用だと認識しております。町としては、事業

計画を策定したあと、その計画に沿って保育所等の整備を行い幼稚園を含めた保育環境の充実を図ってまいります。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 ありがとうございます。今、副町長の答弁にあったように、その選択肢を作るために、計画前ですけれども前倒しでも予算もしっかり取り組んでいただいているところです。そこにはこの新制度のなかのキーポイントですけれども、量の見込み、つまり待機児童がいるかないかというようなところが非常に必要になりますので、この制度ではその量の見込みに差がある場合は必ず事前に提示をしてそれを受けられるようにしなさいというような趣旨だと思います。これについて、制度のなかでどのような条文になるのか分かりませんが、市町村の提供義務みたいなのはどのようになるのか教えていただきたい。例を挙げると、今回、4歳児の幼稚園に向けて増園・増築をしていますけれども、例えば平成29年の3年後までに量の見込みを改善するというような大きな目標があるなかで、3歳児幼稚園をすぐに利用したい場合は町の都合で拒否をしたり待っていただいたりそういうことができるのか。要するに、この量の見込みを改善しなさいというものにどこまで市町村の拘束力があるのか。そういったところを教えていただきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 それでは、質問の前段の部分にお答えします。まず、保育の量の見込みを平成26年3月のアンケートで確認してございます。数字で言いますと1,872名。現在、認可保育園として預かっているのが1,400名あまりでして、実際、おおむね600名ぐらい足りません。そのなかで本当に保育に欠ける人、保育の必要な人という64時間以上働いているものを計算しますと、381名ぐらいになるだろうと。そのうち4歳児保育が120名の7割ということで84名ですか。それを引きますと318名ぐらいでしょうねということで今計算しています。この318名で、例えば今、認可の弾力化でやっている人たちの人数を引くとか、あるいは分園を引きまして、認可保育園のできる部分がまずあります。それ以外に小規模保育など、それについても今、認可外保育園で受け入れしている人たちにぜひ協力してもらって、その部分で人数を確保していきたいということでおおむね318名を、現在の数字で平成29年度末には340名ぐらい、人口増もありますのでそれぐらいは対応していきたいということです。これで足りなければ現在の保育所、既存の定員定数を若干伸ばすということで調整していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 幼稚園についてお答えをいたします。これまで、条例改正、それから予算審議等で5歳児保育の対象から保育室を増築して4歳児を対応していくという平成27年度の予算計上をして、4歳児と5歳児の受け入れをしていくというようなことでございます。

それから、ご質問の3歳児が幼稚園を利用した場合は、町として拒むことができるかでございますが、それにつきましては施設等が対応可能ではございませんので、今のところと言いますか4歳、5歳の対応になります。そのときは私立の幼稚園をお願いをして配置するというようなかたちになります。義務的にそれを受けるかたちは発生しないと捉えております。私立幼稚園には、私立幼稚園奨励補助金等も補助をしておりますのでそのへんで対応してもらおうという考え方をしております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 分かり難かったので聞き方を変えます。例えば今、幼稚園に絞って聞きますが、施設上、今対応ができないので私立をお願いするというようなご答弁だったと思いますが、要するに制度的に義務ですか、目標ですか、それとも時限措置みたいなものがあるのかどちらなのかを教えてくださいたいのです。私の予想した答弁でいくと、例えば幼稚園に3歳児を入れるためには1号認定というものを出しますので、その1号認定は町が判断しますよね。そのなかで1号認定を出さないというようなことであれば法的にも何とかそれは回避できると思うのですけれども、公的機関がやはりその利用者が求めたときに拒む根拠としてはどう説明するのかといったところで薄いのではないかと思うのですが、もう少しそのへんを考慮してご答弁いただければと思います。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 お答えいたします。ただいまのご質問ですけれども、幼稚園においての3歳児保育につきましては、4月からの新制度に移行するということで3歳児が幼稚園でも義務になるということではないと認識しております。ただし、町内のあらゆる施設、資源を活用して子ども・子育て支援しなさいというような、幼稚園で受け入れることができませんから皆さん方のことは分かりませんよということではなくて、あらゆる手立てを考えなさいというのがこの法律の趣旨でございます。町としましては、保育所の所管と協力しながら、ではこの子たちをどうしていくかというような部分を当然明確にして計画の見直しとかそういったことが出てくるのかと思っております。学校教育法では幼稚園の対象児と言いますか、3歳児から5歳までは入所できることになっているものですから、ではそれは義務かといったら必ずしもそうではないと、やはり南風原町としまし

では 5 歳、4 歳までの物理的な整理しか現段階できませんので、それに対応できるような受け入れしかできないというようなことをございます。現段階では 3 歳児までは義務ではないという認識を持っているということでご理解をお願いしたいと思っております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 私が申し上げているのは、このサービスを受けようとする方々というのは、待っているからそういうサービスを受けようとするわけですよね。今でも待機している皆さんはそういうことになると思うのですけれども、やはり、受けたいけれども受けられない方が、新しい制度になってどうやって自分にとって使えるサービスをもらえるのかを考えるので、よほど説明責任が問われるというところで納得のいく説明をして欲しいという趣旨で申し上げます。私ももう少し調査研究を進めていきたいと思えます。どちらにせよこの新制度を充実させるには、今回予算措置にもあります事業所内保育のように提供側をいかに増やすかが重要だと思います。認可園や認可外保育園、既存学童にしっかりと理解していただき、活用し得る制度利用を促す必要があると思えますがどのように取り組んでいるか。また、これからどのように取り組むか。重複するかも知れませんが、もう一度お答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。子ども・子育ての新法のなかでは、保育に必要な方、おおむね 64 時間以上の方は受け入れを拒めないことが前提です。ですから、先ほど幼稚園関係の 1 号、こちらで言うと 3 歳児は 2 号になりますので、2 号で 64 時間を超えている方については受け入れが義務になります。ですから、それに向けていろいろな、今ある所の定員増、分園あるいは小規模保育等を充実して受け入れを多様にするということで考えております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 先ほどの答弁の補足みたいなことでありましたけれども、提供側をどうやって増やすかという視点で、先ほどの私の質問は既存の保育園の皆さんとか学童の皆さんにどうお知らせしますかということです。併せていきますけれども、今回、予定にはありませんが家庭的保育ですとか小規模保育、また学童においては新設等も考えられます。そういった場合は、既存の皆さんだけではなくどうやって新しく取り組んでいただく個人や法人へ知らせていくか、そういったことが必要だと思いますが、既存の皆さんと併せてこれから取り組もうという皆さんへどうやって知らせていくかお答えいただければと

思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。まず学童について、新年度予算でもご説明していますが、新たに2カ所増える予定です。翔南校区と南風原校区ですが、そこで定員20名の2カ所ですね。そういうことで、学童クラブの協議会あるいは小規模保育や家庭内については認可外の園長会等、去年も年3回ぐらいもって、糸満市のほうで去年からそういう所を見学して、施設等は見えています。あとは財政的な保育料とか、それがまだ分からないということでもなかなか手を挙げてもらえないということですので、そのへんを子育て会議でやっている計画書、支援計画ができたあとに町の方針を伝えながらどういう支援ができるかも含めて今後、今ある認可外保育園あるいは新たに手を上げる所があるかどうかはまだ聞こえませんが、そのほうにも町のこの計画書の趣旨を知らせることによって調整が今後出てくるかと思っております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 計画、全体図が示されないなかで質問を繰り返すのも時期尚早かと思う部分もありますが、制度は4月から始まりますので、ぜひとも周知に取り組んでいただきたいと思います。

次にいきます。これまで答弁もあつたとおり、これから示される計画でございますけれども、一番、待っている町民にとっては待機児童、待機学童が町として何年度までに解決するのか、そのことが一番気になるころだと思っておりますのでお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 ではお答えいたします。今ご指摘ありました待機児童解消、これは本町の非常に重要な課題であります。そこで4月から始まる子ども・子育て新制度においては、待機児童解消に向けて5年間の事業計画を策定することが義務付けられています。また、国の方針により平成29年度までに待機児童をなくするという事としておりますので、町としても平成27年度を初年度として平成29年度までに待機児童を解消してまいりたいと思います。併せて待機学童解消にも取り組んでまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 平成29年度までに解消に向けていくと、そういった計画が示されて、計画もしっかり分析をしていきたいと思えます。そのなかで待機している児童・学童ですけれども、そこに優先すべき事由があるとしても、認可園、公立園、そして認可外園、また認可外園にも入れない子どもたち、そういった部分では補助額も違いますし環境も違う。特に優先すべき理由があるとしても、そういった方々はある意味不利益を受けているとも考えられると思えます。そのような認識をお持ちかどうかお答えいただければと思えます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。まずご質問の認可園、認可外園に入っていない児童がいるかというのを把握したことがございませんが、もしあれば不利益になっていることだと思えます。これも今度の新制度で保育を必要とする児童については、不利益にならないように当然、施設の確保をしていくというのが趣旨でございます。学童についても待機学童がいるかについて把握しておりません。今のところ学童については定員というのがございませぬので、幅広く取れますので、部分的にあっても待機学童というのは基本的にはないかと今のところ考えています。ところが、定員数も決まってくるのでそれに合わせて、5年まではこの定員数がまだ緩やかにできますから5年後には学童の人数を把握して、今までは幼稚園もありましたけれども今後は1年から6年までということで対象も違いますので、それに合わせて計画を進めていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 5番 照屋仁士議員。

○5番 照屋仁士君 これは町の方針とか町の施策にだけ原因するものではないと当然理解しますけれども、結果的に町民の皆さんにぜひともその差がないようにやっていただきたい。今回、代替措置ではありますけれども、町外の認可外に通う皆さんへの直接補助なども検討して予算化されるというところで、このような差を埋めるような作業がこれからも必要になってくると思えますが、そのような考えでいいかお答えいただければと思えます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 議員がおっしゃるとおり、平成27年4月から町外の認可外にいる方にも月1,500円の助成をしていきたいと。質問にはなかったのですが、事業所内保育もよいサマリア人保育園が認定をもらったのですが、情報によると南部徳州会病院や豊見城中央病院にも南風原町の方がいるということで情報が来ていますので報告しておきます。



○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 そういったなかで保育園ですとかそういった多くの民営施設でやっています。公立保育園は 1 カ所しかないですね。そういったなかで保育や学童は、多くが民設、民営であります。公設、民営ですとかそういった交渉がもっと積極的にできるような事例はないのか。また、この制度のなかでは公的施設の利用促進などがうたわれているのですけれども、翔南学童が今利用しているような公的施設の利用促進をやっていく考えはないかお答えいただければと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 公設民営ということで、今、翔南学童が 1 カ所ございます。これについては、空き教室が当分あるということで許可し、毎年更新で認定しているところです。これについても学校で安心・安全ということで良いことなのですが、なかなか学校施設の空き教室があるかなしかで決まってくるので、できるだけ民間で今やっていますのでそれを進めていきたいと今のところ考えております。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時16分）

再開（午前11時16分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。学童については、公設民営が県内で何カ所かありまして、那覇市が 4 カ所、豊見城市が 2 カ所、公設民営の指定管理者制度で運営していると確認しています。県内でも何カ所か公設民営が保育所関係でございます。南風原町については、基本的に公設民営について今後検討していくということで、今のところは既存の認可や認可外を利用していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 5 番 照屋仁士議員。

○5 番 照屋仁士君 では、公設民営、公的施設も今後も検討していただくようお願いして終わります。